

第 14 回上州藤岡蚕マラソン出店要項

第 14 回上州藤岡蚕マラソンの開催にあたり、イベントブースに出店してイベントを盛り上げていただける事業者を募集いたします。

1 大会名

第 14 回上州藤岡蚕マラソン実行委員会

2 大会の目的

上州藤岡蚕マラソンは、全国的にも珍しい世界文化遺産の目の前を走ることができるコースで、また高低差が 240m あるなど、ハードなコースであることも特徴の一つです。この大会を開催することで、市民のスポーツ活動の推進や健康維持増進を図るとともに、会場では名産のやよいひめにちなんだ商品を配布したり、地元のグルメを集めたフードコーナーを設けて、参加者が楽しんでもらうことを目的としています。

3 会場

藤岡総合運動陸上競技場（藤岡市三本木 530）

4 日時

令和 7 年 11 月 30 日（日） 午前 8 時 15 分開始

大会の終了時間は規定がありませんが、おおむね午後 2 時までの出店を想定しています。

5 来場予想

約 1,000 人

6 出店募集

出店に係る事項を次のとおり定めます。

(1) 出店ブース数

最大 14 ブースとします。ただし、出店内容により増減する場合がございます。

(2) ブーススペース

1 ブースあたり最大縦 3.6 メートル×横 5.4 メートル程度で、配置は全て事務局が決定します。1 出店者あたり 1 ブースまでの申し込みとします。1 ブースを複数の出店者で利用することや、複数の出店者が複数のブースを連結して使用することは内容により認めるものとします。

(3) 貸与物品

1 ブースに対し、テント（2 間 3 間、天幕付き）1 張、机、椅子を貸与しますが、机と椅子の貸出可能数には限りがあるため、足りない場合には出店者にご用意ください。貸与されるテント、机、椅子は事務局が事前に設置しますが、その他必要な物品については出店者が用意し、設置するものとします。

(4) 取扱品目

次のいずれかに該当する品目を出店において取扱いを認める品目とします。

(a) 食品販売 群馬県が定める催事等における仮設食品営業等の取扱要綱（「群馬県要綱」という。）に基づく品目とし、1 出店者あたり 1 品目に限るものとします。ただし、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた施設で調理した食材をパック詰め等して提供する場合、または飲食店営業許可を受けたキッチンカーで販売する場合は複数品目の調理・販売を認めます。

(b) 物販その他サービス等 本大会の趣旨に沿った出店（スポーツに関する商品の物販、ボディケアのサービスの提供）を前提としますが、それ以外であっても出店したい場合は事務局に事前相談の上認

めるものとします。ただし、射幸心をあおる出店（くじ引き、射的等）については、本大会の趣旨に沿った出店であっても認めないものとします。

7 出店者の資格

出店者は次に掲げる資格を満たさなければなりません。

- (1) 食品販売を行う場合、食品衛生法に基づく飲食店営業許可（キッチンカーを含む）を得ていること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに藤岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと
- (3) 事務局が開催する会議に必ず出席すること。また、どうしても出席できない場合には後日事務局の説明を聞き、十分に理解すること。なお、会議の日程については10月21日（火）午前10時を予定しております。

8 遵守事項

出店者が出店するにあたり遵守しなければならない事項を次のとおり定めます。

- (1) 火気を使用する出店者は周辺に燃え移らないよう十分配慮したレイアウトで運用し、コンロ等の火気器具周辺には可能な限り不燃シートを敷設するなどの対策をお願いいたします。また、必ず消火器を合意してください
- (2) 発電機を使用する出店者は適切な使用方法を理解しているものが管理するとともに、使用途中での燃料の継ぎ足し等、危険な行為は絶対にしないでください
- (3) イベントブースから水道が遠いため、調理行為を行う出店者は18リットルの手洗いタンクを用意してください
- (4) 申込時に申請した品目以外の販売は絶対にしないでください
- (5) 洗い物のような大量に水を使用する行為は認められないため、十分な量の容器を用意するか、使い捨ての容器により食品等を提供してください
- (6) 調理くず等のごみ・廃棄物は必ず出店者が持ち帰って処分してください
- (7) 使用後は必ず出店者が原状復帰してください
- (8) 販売時に問題が発生した場合、速やかに事務局に連絡してください
- (9) その他事務局の指示には必ず従ってください

9 申込方法

第14回上州藤岡蚕マラソン出店申込書に必要事項を記入の上、次の方法でお申込みください。

- (1) 郵便で申込
- (2) FAXで申込
- (3) メールで申込
- (4) 窓口に出店申込書を持参して申込

10 申込期限

令和7年10月10日（金）必着とします。

11 出店者の選考

申請内容を踏まえて事務局が選考し決定します。最大ブース数以下の申込件数だった場合も、内容が不適だと判断した場合には出店をお断りする場合がございます。

最大ブース数を超過した場合には、グルメの提供が出店の主たる目的であることから、食品販売を優先させていただきます。加えて、本大会に協賛いただいた事業者の出店は優先的に認めるものとします。

12 出店料

出店料は1ブース3,000円とし、会議出席時に支払うものとします。ただし、会議に出席できない場合には、大会当日までに事務局に持参して支払うものとします。また、本大会に協賛いただいた企業については無料といたします。

13 出店準備

出店準備は大会前日の令和7年11月29日（土）午後1時以降行うことができます。ただし、事前に設置した機材等の管理はできないため、破損・紛失等の事故に対し一切の責任を負えないことをご理解ください。

大会当日の令和7年11月30日（日）は午前6時30分以降出店準備を行うことができます。

14 集合時刻

大会当日の令和7年11月30日（日）は会場周辺が交通規制により全面通行止めとなるため、午前8時30分までに必ず集合し、搬入作業を完了させてください。交通規制の開始する午前9時以降の到着になると、出店できない場合がございます。

15 その他

- (1) 本大会がやむを得ない事情で中止になった場合や、開催途中で中止になった場合でも、すでに受領済みの出店料はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 提出された書類の個人情報については、本大会のイベントブースの設置・運営のみに使用するものとし、その他の目的には使用いたしません。

16 問い合わせ先

〒375-0024 群馬県藤岡市藤岡 1485

藤岡市上州藤岡蚕マラソン実行委員会 事務局（藤岡市教育委員会スポーツ課内）

電 話 0274-50-8213

メール sports@city.fujioka.gunma.jp